

王子動物園キッチンカー等運營業務委託事業者公募要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）が管理する王子動物園内遊園地エリアにおいて、キッチンカー等による飲食物の調理、販売を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な手続き等について定める。なお、この要領でキッチンカー等とは、フードトラック（キッチンカー）及び土地に固着しない移動可能な調理・販売施設を指すこととする。

2. 公募場所の概要

(1) 所在地

神戸市灘区王子町3丁目1 神戸市立王子動物園遊園地内

(2) 敷地（別紙1参照）

- ① 区画1：10.0m×3.0m
- ② 区画2：6.0m×3.0m

別紙1のレストランカレー王子跡地の1階の概略図は別紙2のとおりである。この場所又は区画1、2の周辺に、冷蔵庫（冷凍庫）置き場の確保は可能。各事業者決定後、協会と協議を行う。

(3) 設備

- ① 電気：区画1→100Vコンセント6口（1口あたりの15～20A、計50A）
区画2→100Vコンセント6口（計50A、2025年4月1日工事完了予定）
発電機の使用は禁止する。

② 上下水道：別紙2参照

③ 都市ガス：無（プロパンガスの持込み可）

注：電気、上下水道使用料は協会が負担するため、事業者の支払いは必要ありません。

3 入札参加者の資格要件

次の(1)～(7)の要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 2年以上のキッチンカー等の経営実績があり、現在も経営していること。
- (3) 直近3年間の営業収支が、連続で赤字ではないこと。
- (4) 次の①～②のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない。
 - ② 国税又は神戸市税の滞納がある。
- (5) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。）であること。
 - ① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は

検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

④ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。

⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋掲載、資料 2）第 5 条に該当する者）に該当しないこと。事後に該当することが判明した場合は、事業者としての決定を取り消す。

(7) 当該営業に必要な資格及び免許等を有していること。

4. 公募施設の営業条件

(1) 営業方法

キッチンカー等運営業務を委託する。運営業務の全てを第三者に委託することは禁止する。

(2) 営業内容

社会教育施設である王子動物園にふさわしい利便施設であることを常に認識し、乳幼児から高齢者まで幅広い入園者が、満足して食べられる飲食物を提供すること。また、一定数の季節メニューを提供すること。開業後にメニューを変更する場合は、上記事項を守ると共に、変更前後のメニュー構成や価格帯、メニュー数に大幅な変更がないようにすること。

また、以下の飲食物の販売は禁止する。

- ・アルコール類（ノンアルコールビール等を含む）
- ・調理の過程で、多量の煙を排出するもの
- ・動物に悪影響を及ぼす恐れのある、香りが強いもの
- ・自動販売機による飲料、冷菓販売（ただし、左記以外の食品については、自動販売機でも販売可能）
- ・食事後に、ゴミとして串が出るもの

(3) 注意事項

① 法令等で求められている許可等は、常に有効なものを取得しておくこと。

② 入園料大人 600 円、高校生以下無料（条件あり）に鑑み、高価格帯の商品を提供しないこと。

③ 食品の取扱いについては、衛生面での管理を徹底し、食中毒が発生しないよう注意すること。万一事故が発生した場合は、速やかに協会に報告するとともに、事業者の責任と費用において事後対応を行うこと。

④ ラーメン等残り汁が出る場合は、対応するバケツ等を用意すること。

⑤ メニューは日本語と英語は必須とする。中国語、韓国語については任意とする。

⑥ アレルゲン特定 8 品目を使用している場合は表示が望ましい。特定原材料に準ずる 20 品目の使用が判明している場合は、利用者の求めに応じ提示できるようにすること。

- ⑦ 現在、入口横売店でソフトクリーム及びコーヒー類（ホット、アイス）を販売中であるが、2025年4月に事業者が変更となるため、以降の販売計画は未定である。また自動販売機9台でアイスクリームを販売中である。
- ⑧ 営業にあたり、BGM等の使用は禁止する。
- ⑨ この募集とは別に、フラミンゴ北側で1～2台程度キッチンカーが日替わりで営業している。
- ⑩ 動物園営業時間内は、自動車の移動は禁止する。
- ⑪ 固定式の椅子付きテーブル3台及び長椅子10台は協会所有であるが、可動式椅子付きテーブル6台、テーブル5台、椅子22脚は現事業者の所有であるため、撤去の可能性はある。
- ⑫ テーブル、椅子、日除けテント等を設置する場合は、協会と事前協議のうえ設置可能である。

(3) 営業日

キッチンカー等営業日は、動物園の開園日とする。

動物園の休園日は、水曜日及び年末年始（12月29日～翌年1月1日）とする。ただし水曜日が祝日の場合は開園し、1月2日～4日、春休み、夏休みの一部も開園するときがある。2024年は1月3日、3月27日、4月3日、8月14日が臨時開園日である。なお、人や動物の感染症拡大等の理由により、一定期間臨時休園することがある。

現在、王子動物園を含む王子公園の再整備事業が実施されているが、整備工事を原因として王子動物園が全面休園することはない。

(4) 動物園の営業時間

3月～10月 午前9時～午後5時

11月～2月 午前9時～午後4時30分

- ① 8月のトワイライトZOOの期間中（5日間程度）は、営業時間が2時間延長されるほか、イベント等により営業時間を延長するときがある。
- ② 春休み、ゴールデンウィークは、開園時刻が10分程度早まることがある。
- ③ 営業を行うことのできない特段の事由があり、かつ当協会の承認のない限り、営業の休止・短縮はできないものとする。

(5) キッチンカー等の営業時間

上記(4)動物園の営業日は必ず営業すること。ただし、営業時間については、下記最低営業時間内は必ず営業し、営業時間の前後への延長は、動物園の営業時間内であれば自由とする。

- ① 3月～10月の土日祝日及び春休み期間（雨天時を除く）
9:30～16:30
- ② 11月～翌年2月の土日祝日（雨天時を除く）
9:30～16:00
- ③ 3月～10月で上記①以外（雨天時を除く）
10:00～16:30
- ④ 上記①～③以外
10:30～16:00

(6) 管理面での遵守事項

王子動物園は都市公園法に基づく都市公園内にある施設であるので、神戸市の許可条件を遵守すること（別紙4）。また、以下の事項も順守すること。

- ① 汚水は、必ず下水に排水するものとし、衛生管理には、十分注意すること。
- ② 現事業者のシンク等什器は、2025年3月31日までに撤去する。ただし、決定した事業者が現事業者と協議のうえ、什器等を引き継ぐ場合はこの限りでない。その際、両事業者が押印した「引継ぎ書」を協会に提出すること。なお、現事業者が決定した事業者となった場合は、この限りでない。
- ③ 共用の食品残渣枱は、定期的に清掃すること。
- ④ 売店周辺については、事業者の責任と負担で、美化に努めること。
- ⑤ 調理の過程で発生するゴミについては、事業者が用意する又は協会から購入する事業系ごみ指定袋で対応すること。なお、利用者が排出するゴミについては、動物園利用者共用ゴミ箱で対応するため、事業者の負担はない。
- ⑥ 商品の搬入、配送の際は、入園者の通行の妨げにならないよう注意を払うこと。
- ⑦ 遊園地内のゴミコンテナは、毎週金曜日の午後3時頃、他の遊園地内職員と共同で清掃作業を実施するため、必ず参加すること。

5. 報告事項ほか

(1) 入園実績等について

2021年度 入園者数約74万人（うち遠足約4万5千人）（4月25日～6月20日臨時休園）

2022年度 入園者数約84万人（うち遠足約8万7千人）（9月19日、2月2日～12日、14日～16日臨時休園）

2023年度 入園者数約79万人（うち遠足約9万6千人）（8月15日臨時休園）

(2) 報告事項

売店の売上管理は、レジスターを使用し、下記のとおり協会あてに報告を行うものとする。

- ① 日毎のジャーナルと売上傳票の写しを、翌日中に提出すること。
- ② 月毎の売上金報告書と納付金計算書を、翌月5日までに提出すること。

(3) 情報交換会の開催

事業者は、キッチンカー等の利便性向上と販売促進を目的として、協会職員との情報交換会を随時開催する。

(4) その他

従業員は、お客様へ誠実な姿勢で対応すること。

キッチンカー等利用者等からの苦情、要望等については誠意をもって対応し、重要な事案については、速やかに協会に報告すること。また、事業者と利用者との人身、物損等の事故に関しては、協会は一切の責任を負わない。

6. 契約について

(1) 契約

協会と事業者が、別紙3により委託契約を締結する。

(2) 契約期間

2025年4月1日から2026年3月31日までとする。

契約満了の3か月前までに、文書により、双方が契約終了の申し出をしないときは、2027年3月31日まで契約期間の延長をすることができる。2027年4月1日以降については、1年又は1年未満の契約期間の延長をすることができるが、この期間については、2025年度中に概算スケジュールを協会から事業者へ示す。

事業者が納付金若しくは負担すべき費用を1か月以上支払わないとき、又は神戸市から当該キッチンカー等敷地に係る許可がなくなった場合は、契約を解除する。その際、損害等の一切の補償は行わない。

(3) 納付金

- ① 事業者は、月毎のキッチンカー等営業に係る売上金額（消費税及び地方消費税額を含む。）に、下記②で提案する歩合率を乗じて得た金額（以下「納付金」という。）を翌月末までに支払うこと。納付金の額に1円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- ② 事業者は、応募にあたり歩合率（小数点以下第1位までの%）を提案すること。ただし、歩合率の最低限度は11.0%とする。
- ③ 納付金を納付期日までに納付しない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を支払うこと。遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満の場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(4) 保証金

- ① 事業者は、2025年3月31日までに、保証金として、500,000円を協会指定の口座に振り込むこと。振込手数料は事業者の負担とする。
- ② 契約が満了したとき、契約が解除されたとき又は契約が終了したときは、事業者による原状回復及び明渡し完了後2か月以内に、保証金を返還する。ただし、未払金及び原状回復措置不履行等、事業者における協会に対する債務が残存するとき及び下記(5)に定める違約金が発生した場合は、これらを差し引いて、保証金を返還する。
- ③ 保証金には、利息を付さない。

(5) 違約金

- ① 事業者が、自己の都合により、契約を解除した場合又は自己の責に帰する理由により、契約を解除された場合は、500,000円の違約金を、協会に支払うこと。開業前に、事業者が契約を解除する場合も同様とする。
- ② 上記①の場合であっても、事業者は、原状回復及び明渡しに係る費用を別途負担すること。

7. 審査用に求める書類

区画1及び区画2両方に応募する場合、以下の資料は別々に提出すること。

(1) 様式1の参加申込書兼誓約書（入札書）

提出にあたっては、「区画1用」又は「区画2用」を必ず明記すること。

入札書に記載する歩合率は、売上金額（消費税及び地方消費税額を含む。）に対し協会に支払う金額を11.0%以上の数値で記載すること（小数点以下第1位まで）。

(2) 以下に記載している事項をすべて含んでいる提案書（様式任意、A4版2枚以下）

- ① 開業時に予定している全ての商品名及び販売価格（消費税及び地方消費税を含めた金額）。また、予定している季節メニューの商品名及び販売価格。

区画1及び区画2両方に応募する場合は、大半の商品が重複していないことを条件とする。

- ② 食品衛生及び品質管理への対応
- ③ テーブル、椅子、日除け等の設置等による飲食環境の向上案
- ④ 環境への配慮事項
- ⑤ キッチンカー等の営業実績
- ⑥ 神戸市内の支店、営業所の名称及び所在地（上記(1)が市内本店の場合は不要）

8. 事業者の決定方法

(1) 内容審査

事業者が提出したメニューの内容等その他により、下記の配点で評価する。評価は審査員5名で行い、評価員全員の評価点を集計し平均点を算出する。

同一事業者が区画1、区画2両方に応募した場合であっても、審査は区画1、区画2それぞれ独立して行う。

(1) 提案内容審査（60点満点）

審査項目		配点
メニューの内容		25点
メニューの種類（他事業者との相対評価）		8点
価格帯		5点
食品衛生、品質管理		5点
飲食環境の向上		5点
環境への配慮		4点
キッチンカー等営業実績		4点
神戸市内の事業所	本店あり	4点
	支店、営業所等あり（注1）	2点
	なし	0点

60点満点

注1：名称に関わらず、事務所が存在し社員が常駐するもの

(2) 歩合率による比較点

入札書の歩合率で最も高い歩合率の事業者を40点とする。

それ以外の事業者は、 $40点 \times (\text{事業者の歩合率}) \div (\text{最も高い歩合率})$ とする。

例：最も高い歩合率20.0%、事業者Aの歩合率18.0%の場合

$$40点 \times 18.0 \div 20.0 = 36点$$

(3) 配点の合計

上記(1)の平均点と(2)の配点を合計し、最も高い配点となった事業者を決定する。最も高い配点の事業者が2社以上の場合は、上記(2)の歩合率による配点が最も高い事業者に決定し、最も高い歩合率による配点が2社以上の場合は、くじにより決定する。

9. 公募スケジュール

- (1) 公募要領の配布 12月20日（金曜）～2025年1月20日（月曜）

- (2) 質問受付締切 1月 9日 (木曜)
- (3) 質問への回答 1月 14日 (火曜)
- (4) 応募書類の受付 1月 14日 (火曜) ~1月 20日 (月曜) 17:00
- (5) 選考結果の通知 1月下旬

10. 公募から事業者決定までの手続き

(1) 公募要領の配布

公募に参加を希望する事業者は、協会ホームページから公募要領を入手すること。配布期間は2024年12月20日(金曜)から2025年1月20日(月曜)までとする。

(2) 応募書類の受付

様式(1)に記載の書類を、1月20日(月)17時までに、Eメールでzoohall87@gmail.com(87以外はアルファベット)あてに提出すること。なお、参加申込書兼誓約書(歩合率提案書)は、押印後PDFデータとして提出すること。

データ提出後24時間以内に、協会から受付完了のメールが届かない場合は、下記12の担当まで電話すること。

(3) 質問等

公募に関して質問があるときは、質問書(様式2)により1月9日(木曜)までに、Eメールでzoohall87@gmail.com(87以外はアルファベット)あてに提出すること。質問、回答は1月14日(火曜)までに、協会のホームページで公表する。なお、現事業者の企業情報(売上げ等)は、一切公表しない

11. 選考結果の通知

1月下旬(予定)に、応募者全員に、Eメールにより通知する。また、協会ホームページにて落札者名及び各事業者の配点の合計を公表する。なお、選考内容に関する問い合わせには、一切応じられない。

12. 担当

〒657-0838 神戸市灘区王子町3丁目1 神戸市立王子動物園内動物科学資料館
電話 078-801-5711 担当: 上山、宍戸、藤川